

令和7年12月12日(金)

開会 (午前9:55)

○羽田野孝子委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、条例の制定1件、請願1件の計2件である。

議案の審査に入る前に、須貝副市長よりあいさつ願いたい。

○須貝副市長

おはようございます。12月の旬となり、今年も残すところあとわずかというところがございます。本日の天候は、昨日と違ってこのように雪が降り、荒れているというところがございますけれども、本格的に冬の到来が来たなというふうに感じています。

審議に入ります前に、マイナンバーカードについて少しだけ述べさせていただきたいと思います。皆さんご承知のとおり12月2日からマイナ保険証に完全に移行し、従来の保険証は12月1日で全ての有効期限は切れております。

ただマイナ保険証を取得してない方は、種資格保険証を使用したり、或いは企業の方であると健康保険証が暫定措置として、来年の3月までは使用できるというようなどころもありますのでそちらの方は、そのまま進めていくということになりますけれども、そういった関係もありまして、11月末時点で、胎内市のマイナンバーカードの取得率が徐々に増えてきてございまして、11月末では95.29%という数字になってございます。

また、マイナ保険証の登録率も国保、または後期の方で80%に近づいている状況でございました。マイナ保険証を使うことによって、患者の同意もありますけれども、処方履歴を閲覧できたり、重複、投与の防止にも繋がりますので、引き続き市としても有益性を周知していきたいというふうに考えてございます。

また1つ便利な機能としてスマートフォンでのマイナ保険証の利用というところも進められてございます。

こちらについても先般の市報で紹介させていただいたというところがございます。

引き続き周知に努めていきたいと考えてございまして、よろしく申し上げます。

本日の議題は、1件ということで審議願いたい。

議第91号 胎内市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 八幡こども支援課長説明

「胎内市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきましては、「子ども・子育て支援法等」の一部改正により、令和8年4月から、「乳児等通園支援事業」、いわゆる「こども誰でも通園制度」を、全ての市町村において実施することとされたことから、本市においても当該制度に関する条例を制定するもの。

利用者は、0歳6か月から2歳で、就労要件を問わず、月10時間程度の利用を想定しております。本条例の第1条から第20条までが総則となっております。第21条では、事業区分を示し、第22条から第25条までは、一般型乳児等支援事業。第26条、27条で余裕活用型乳児等通園支援事業を示しております。

施行は、令和8年4月1日からとなっております。なお、利用可能時間、利用料金等は、今後、国から示されている要綱で定めることとなっております。受入れる園につきましては、現在、中条すこやかこども園を想定しております。

## 質疑

### ○渡辺栄六委員

この制度は政府の子供未来戦略、こども家庭庁の推進ということで、今、説明がありましたように、親の就労を問わず、未満児の保育を可能にするということの制度ってことですが、具体的な運用制度はこれから煮詰まるのでしょうか。政府で打ち出しているのは、週10時間程度、料金が300円程度というようなことを聞いていますけども、具体的に煮詰まるのはいつ頃になりますでしょうか。

### ○八幡こども支援課長

先ほどございました要綱につきましては、子供1人、1時間当たり300円程度を標準として、市で設定することになっておりまして、低所得者世帯につきましては、保護者負担額の一部を市で補助しても差し支えないということで、市である程度設定していく形になります。3月議会におきまして、また詳細の条例について提案しますので、そこで詳細については決定するという形になっています。年度内をめどに決定するという形です。

### ○渡辺栄六委員

先ほどの課長の説明で受入れるのは、中条すこやかこども園、1か所なんですかね、今後、そういうことで未満児の保育士の配置基準、0歳児の6か月までは3人に1人、それから、1、2歳児に対しては6人に1人という配置基準になっています。

この、ニーズによりますが、例えば利用者が集中した場合に保育士の対応等は、どんなふうに考えているのでしょうか。

### ○八幡こども支援課長

誰でも通園制度につきましては、胎内市では、年間 48 名程度を予定しております。そうしますと月 4 名程度。月 4 名が、上限といいましょうか、年間 48 名であっても基準とか、保育士の配置、その辺は余裕がございますし、当然面積要件とか、保育士の先ほどの 3 対 1、6 対 1 の分についても、十分に受け入れできる体制になっております。

実際 48 人という数字は、一時預かり保育の方の実数をもとに計算しまして、十分やっつけられると想定しております。

#### ○渡辺栄六委員

誰でも通園制度がまだ具体的に、1 回当たりの利用料とか、具体的に決まってないんでしょうけども、今現在一時預かりでは、普通の日で時間当たり、利用者の方で 400 円。日曜・祭日は確か 500 円だったでしょうか。それからすると、一時預かりの方が例えば 300 円になった場合に利用者は一時預かりの方が負担が軽くなるような感じになると考えます。それで年間で 48 人でしたっけ、その一時預かり状況から、鑑みてとのことですが、このファミリーサポート事業の運営のあり方、今後の機能のあり方、それから、今度始まる誰でも通園制度の整合性はどんなふう考えていますか。

#### ○八幡こども支援課長

誰でも通園制度が始まるわけですが、実際にこの胎内市の事業で、例えばこの一時預かり事業、ファミリーサポート事業というのが、実際に市独自で行っているもので、胎内市はおそらくこの誰でも通園制度よりも、手厚く、実際に先に進んでいたという形になっております。実際に、この誰でも通園制度を使う方も、実際そうなんですけど、誰でも通園制度を使いながら、例えばこの一時預かりも使う、そしてファミリーサポートセンターも利用する、といった柔軟にミックスしながら対応していただきたいということで、国の方からも通知が来ておまして、実際に独自で胎内市は手厚い制度が進んでるもので、国の制度のあり方については、どちらかというところ、乳児のためのものについてが誰でも通園制度となっておりますし、保護者乳児の両方のものについては、一時預かりとか、ファミリーサポートとかっていうふうな形になっておりますので、実際その建付けがですね、実際に誰でもってというのが、乳児を取り残さない、最後のセーフティネットっていうんでしょうか。一時預かりが利用できない、ファミリーサポートも利用できないって、全国的に受け入れができない子どもがいないようになってことで、誰でも通園制度があるので、それを使いながら、誰でも通園制度を使い、一時預かりも使い、ファミリーサポートも上手く組み合わせながらやっていっていただきたいということで国の方からも来ておりますので、胎内市としてもその制度が始まりましたら、柔軟に対応していきたいと考えております。

#### ○渡辺栄六委員

ひとつ懸念するのは、今のやっている一時預かり、ファミリーサポート事業の利用が激減するのが懸念するところなんですけど、その辺の両立についてはそんなに、一時預かりが、利用者が少なくなるっていうことを、考えていないってことでしょうか。

#### ○八幡こども支援課長

一時預かり事業の実績を見ますと、令和6年度は、中条すこやか保育園が8名、ついじ保育園が7名になっております。実際に計算をしてみると、もしかしたら一時預かり保育の方が、利用的に何ていうか料金が安かったらおかしいんですけども、使いやすいと、というふうな形になるかもしれませんですし、実際にスタートしたときに、この一時預かり保育の方を利用される方が、実際もう時間も4時間を越えて、利用されたりですとか、ファミリーサポートの方が利用しやすいですとか、実際に走らせてみて、例えば新潟市では、モデル事業的に、今年度実施していますけども、やはりその通園制度の利用者が少ないということで、想定したより。その他6市で、大体30人ぐらいしか利用されていないことだったので、実際に、もしかしたらこの制度が始まっても、利用される方は少ないのかなと思っておりますので、市の独自事業をある程度優先的になっていくのかなと考えておりますし、もしその誰でも通園制度を利用される方がいたら、そういうふうに対応していきたいと考えております。

#### ○渡辺秀敏委員

この制度を利用する場合の要件、例えば現在も原則的には保護者が就労している場合に、預けることができると思うんですけど、その辺の要件的なことはどうなるんでしょうか

#### ○八幡こども支援課長

この誰でも通園制度につきましては、特に理由もなく、実際に本人、保護者の方が事前に申し込みは必要ですけども、就労要件は特になく、いつでも本当に預けることができるってことで、特にその理由をお尋ねすることなく預けることができるということになります。実際に一時預かりにつきましては、病気やけがとか、一応こう、内容をお聞きしたりはするんですけども、その項目がないということで、この制度については、保護者の、特にその就労ですとか、病気がとか、リフレッシュですとか、全くその理由と問わないような申し込みとなっておりますので、どなたか利用される方がいれば、すぐに対応できるような形となっております。

#### ○渡辺秀敏委員

年間の定員が48名、月4名ということなんですけども、申し込みがこれより上回ったようなときには、どういうふうにするんでしょうか。

#### ○八幡こども支援課長

定員48人でありまして、実際にその数を超えても、受け入れができるという体制になっておりますので、予定数よりも、多く来ても、受け入れ可能ということになっております。

○平井孝委員

第6条の4なんですけども、定期的に外部の者による評価を受けてとあるんですけども、この外部の者というのは、どなたになるんでしょうか。

その結果公表するということなんですけども、どういった場で公表するのか。また、少なくとも毎月1回避難及び消火に関する訓練を行うということなんですけども、それに関して誰が、定期的にそのチェックを行うのか、それとも、事業者任せっきりっていう形なのかということをご教えてください。

○八幡こども支援課長

最初の監査についてですが、新潟県で監査をいたしまして、その内容は後日ホームページで公表することになっております。

避難については、安全計画が各園で作られておりまして、その安全計画の中で、月1回避難訓練ですとか、消火訓練とかいろいろなものを行っております。

それは県の監査の方でも同じように、ちゃんと計画通りにやっているか、計画書は抜けがないかということで、こちらも監査の対象となっておりますので、チェックしていただきながら実際にやっております。

その安全計画は、令和5年4月1日に、乳児等がバスに置き去りで、亡くなられた痛ましい事案があって、それをもとにも、すべての保育園で、安全計画の方を策定することになっております。その安全計画の中で、避難訓練ですとか、午睡とか食事のときに、実際に見守りですとか、いろんな避難訓練以外の安全についても総合的に、計画を立て、園で備え付けているものでございます。

○増子達也委員

今回のこども誰でも通園制度について、一時預かり保育というものと、どうしても同じようなものに見えているんですけども、先ほど説明を伺うと、今回のものの方が、より広いいところでセーフティネットをとという部分でも機能するというような説明だったと思うんですけども、そもそもの意義的な違いがあるのかどうか、説明お願いいたします。

○八幡こども支援課長

この一時預かりとこども誰でも通園制度の違いというのが、国の方から内容等、説明がありまして、こども誰でも通園制度については、セーフティネットってことで、こども誰でも通園制度は、乳児を中心とした保育園に行くことさえもできない乳児が、初めて保育園に通うことができるという異年齢の園児と一緒に成長を促すというようなその乳児の成長に伴うものに、今後なっていくために国で設置したというものになります。

一時預かりにつきましては、保護者の状況、病気やケガなど、外部的要因があって、乳児が成長も促されるんでしょうけれども、その保護者の外部要因で預けるような形になるもの。誰でも通園制度は、誰でも預けることができるんですけども、子供に成長を促す機会を設ける国の制度ということをご教示を、お聞きしております。

○増子達也委員

一時預かりは、親御さんのためのところが強くて、今回の制度は、子供であっても1人の人として、人権もあるんだよということで、見ていくのではないのかなんていうふうを受け止めましたが、実際年間48名、月4名程度を、一時預かり保育の実績をもとに、今回、想定してるっていうことですが、実際、対象者のには、何名ぐらいいるのか、わかれば、お願いします。

○八幡こども支援課長

2歳児では95%、1歳児では85%から90%、ゼロ歳児の10%程度、概ねこれで計算しておりますので、2歳児だと5%の方が対象。1歳児だと15%、ゼロ歳児の10%の方が在籍から、概ねこのパーセントで、利用するのではないかとということで算出しております。

○増子達也委員

例えば、中条すこやか保育園に行くよりも、近いところがあるよといった場合の広域利用だったり、里帰り出産を行った場合のその利用などというのはどのようになりますか。

○八幡こども支援課長

広域利用につきましては、通常の保育と同じように対応しているものでございまして、市町村間で、協定書を交わす形になりますけれども、令和8年度からこの制度が始まりますと、特にその広域利用については協定書を結ばなくても、誰でも利用したい方につきましては、例えば、住所が胎内市にあるんですけども、村上市の保育園を利用したいっていう場合は、村上市で預かっていただく形もできます。

その場合は、住所地の胎内市で利用料を徴収する形になりまして、ひと手間かかりますけれども、この制度を利用することによって、スムーズに広域利用もできる制度に移行する予定であります。

○増子達也委員

余裕活用型と一般型とありまして、一般型も幾つかあるかと思うんですけども、どの辺を想定してるのか複合的にあるのかお願いいたします。

○八幡こども支援課長

胎内市は、一般型に該当するものでございまして、主に一般型ですと、定員が例えば10名のところに、2名の乳児が入りたいといった場合、別枠で2名のものを事前に用意しておりますので、12名合同で行うのが一般型になります。

余裕型につきましては、例えば定員が8名のところに、2名の余裕が出ますので、その2名の余裕分を受けて、例えば10名合同で保育を行う形になります。

胎内市におきましては、定員で括って、もし受け入れがあった場合は、別枠で定員を設け、

合同で行うようなものを想定しております。

○小野徳重委員

年度途中での転入転出があると思います。先ほど年間定員 48 名といましたが、満杯の状況で申請があった、そういった場合は、どういうふうな対応になりますか。

○八幡こども支援課長

転入された方がいらっしゃっても、十分に受け入れができますし、誰でも通園制度なので、何とか受入れるような形をとっていきたいと思っておりますし、実際その辺は臨機応変に、対応していきたいと考えております

○小野徳重委員

確認ですが、それでは通年で随時受け付け可能と考えていいですか。

○八幡こども支援課長

そうですね、この制度の趣旨からしますと、随時、必ず受入れるというような体制になりますので、例えば保育士の人数が足りなければ、配置基準や面積要件等を満たしながら保育園間で調整していただくような対応になるかと思えます。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 請願第 2 号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願

請願趣旨説明：全日本年金者組合 新潟県本部 委員長 稲葉正美

(紹介議員：丸山孝博議員)

異常な物価高騰が続く中で、物価上昇に見合う年金引き上げで、現在の受給者も、これから受給する若い世代も安心して暮らせる年金にしていきたい。このことに尽きます。

ご承知のように、異常な物価高騰が続いております。物価に見合う年金引き上げが、私たち、高齢者の切実な願いでもあります。ところが現実には、そうになっておりません。

この 4 月から年金額が改定されました。国は、物価は 2.7%上がったけれども、年金額は

1.9%しか上げないというのです。実質マイナス0.8%も低く抑えられています。

このように、物価に追いつかない年金額改定がずっと続いてきたのであります。

2013年から、13年間、物価は14%上がりましたが、年金額は、5.4%しか上がらないため、8.6%も、実質的価値が、目減りしました。

この間、消費税は5%から8%、10%へと2倍となり、介護保険料や利用料、国保料もアップされ、75歳以上の医療費窓口負担も、2倍になります。

介護保険料、利用料、国保料もアップされ、75歳以上の私たちは、非常に苦しい生活を強いられているわけです。その中でも、女性は平均月額5万円未満が、厚生労働省の発表では32.9%もいると、10万円未満にあつては、85.4%と非常に低い年金の実態で、苦しい生活が続いています。

その上、基礎年金は、2057年まで減り続けて、3割も減るとされており、若い世代の年金額の低下に繋がりがかねない制度への不安と、不信が今若者の間にも広がっているのであり、ご承知のように、先の国会で、年金改革法が成立しましたが、年金改善は4年後に先延ばされました。

現在の物価高騰による厳しい年金生活の改善には間に合わないのであります。

物価高騰と年金減額、医療費負担増、この三重苦の中で、高齢者は今、本当に苦しい生活を強いられております。総務省の発表では、高齢者世帯の3分の2は、公的年金が家計収入のすべてです。支給される年金のほとんどが、消費に回るのはご承知の通りであります。ここ胎内市では、令和6年度の国民年金と厚生年金の受給者は、1万2,543人に上りますが、その受給額は約、147億円に上ります。令和7年度のマイナス0.8%で、減額を計算しても、約1億2,000万円に達すると思われます。共済年金を加えるともっと多額になることが、想像されます。

年金額は、購買力の減退に繋がり、その分、地域経済の冷え込み、或いは循環型地域経済の、衰退に直結するのではないかと思います。そればかりではなく、住民税、或いは介護保険料、国民健康保険料の納付額にも、連動し、自治体の財政への影響も指摘されております。ご承知のように、新潟市を含む政令都市20市では、こうした年金額減額、とりわけ基礎年金の減額は、これまでも低所得者層を直撃し、生活保護世帯の急増を招いているとして、国へ再三にわたって要望書を提出しております。政府も、年金受給者の生活悪化などの、こういう危機的状況を受けて、何とか基礎年金の底上げを図りたいといろいろ検討を始めてるのもご承知かと思ひます。

国民年金法第4条は、この法律による年金の額は、国民の生活水準、その他の諸事業に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならないと定めております。

異常な物価高騰が続く今、直ちに物価上昇に見合う年金引き上げにより、若い世代から高齢者まで、老後を安心して暮らせるようにしていただきたくお願いした次第であります。

議員の皆様から、是非とも請願の趣旨をご理解いただき、ご賛同をお願い申し上げます。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、採択すべきと決定。

### ○羽田野孝子委員長

今ほど採択した請願書は意見書の提出を求めるもので、議会運営に関する申し合わせ事項により議員発議とすることとなっている。議員発議について意見を伺う。

（「副委員長」の声あり）

請願第2号、物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願についての意見書の提出について、提出者坂上副委員長ほか、賛同議員多数でよろしいか。

（「はい」の声あり）

### ○羽田野孝子委員長

それでは賛同議員の署名をお願いします。

### ○羽田野孝子委員長

その他の案件がないので、以上で厚生環境常任委員会協議会を閉会する。

閉会（11:05）